

# 福島第一原子力発電所の状況

平成 24 年 12 月 26 日  
東京電力株式会社

## <1. 原子炉および原子炉格納容器の状況> (12/26 11:00 時点)

号機	注水状況		原子炉圧力容器下部温度	原子炉格納容器圧力*	原子炉格納容器水素濃度
1号機	淡水注入中		22.4	106.9 kPa abs	A系: 0.09 vol % B系: 0.08 vol %
	炉心アブレ系: 約 1.9 m³/h 給水系: 約 2.4 m³/h				
2号機	淡水注入中		36.0	5.36 kPa g	A系: 0.05 vol % B系: 0.05 vol %
	炉心アブレ系: 約 3.6 m³/h 給水系: 約 2.0 m³/h				
3号機	淡水注入中		35.9	0.24 kPa g	A系: 0.19 vol % B系: 0.18 vol %
	炉心アブレ系: 約 3.4 m³/h 給水系: 約 2.0 m³/h				

\* 絶対圧(kPa abs) = ゲージ圧(kPa g) + 大気圧(標準大気圧 101.3 kPa)

## <2. 使用済燃料プールの状況> (12/26 11:00 時点)

号機	冷却方法	冷却状況	使用済燃料プール水温度
1号機	循環冷却システム	運転中	11.5
2号機	循環冷却システム	運転中	12.3
3号機	循環冷却システム	運転中	10.7
4号機	循環冷却システム	運転中	22

\* 各号機使用済燃料プールおよび原子炉ウェルヘビドラジンの注入を適宜実施。

## <3. タービン建屋地下等のたまり水の移送状況>

号機	排出元 → 移送先	移送状況
2号機	2号機タービン建屋 → 3号機タービン建屋	12/21 13:52 ~ 12/26 9:22 移送実施
3号機	3号機タービン建屋 → 集中廃棄物処理施設 [雑固体廃棄物減容処理建屋 (高温焼却炉建屋)]	12/18 14:00 ~ 移送実施中
6号機	6号機タービン建屋 → 仮設タンク	12/26 10:00 ~ 15:00 移送実施

## <4. 水処理設備および貯蔵設備の状況> (12/26 7:00 時点)

設備	セシウム吸着装置	第二セシウム吸着装置(サリー)	除染装置	淡水化装置(逆浸透膜)	淡水化装置(蒸発濃縮)
運転状況	停止中	運転中*	停止中	水バランスをみて断続運転	水バランスをみて断続運転

\* フィルタの洗浄を適宜実施。

・H23/6/8～汚染水・処理水を貯蔵・保管するための大型タンクを順次輸送、据付。

・H24/12/26 10:10頃、淡水化装置(逆浸透膜式)3のジャバラハウス内において、協力企業作業員が、水が漏えいしていることを発見。同日 10:16、当該淡水化装置3を停止し、漏えいが停止したことを確認。水が漏えいした範囲は約1m×約5m×約1～2mmで堰内に留まっており、ジャバラハウス外への流出はない。当該淡水化装置3周辺の霧囲気線量率を測定した結果、ガンマ・ベータ線が2mSv/h、ガンマ線が 0.5mSv/h であった。漏えい箇所の霧囲気線量率も同等の測定値であることを確認。また、漏えいした水の放射能濃度を分析した結果、セシウム 134 が  $3.4 \times 10^{-1}$ Bq/cm³、セシウム 137 が  $5.5 \times 10^{-1}$ Bq/cm³であることを確認。今後、漏えいした原因について調査する予定。なお、淡水化処理した水は十分にあることから、原子炉注水への影響はない。

## <5. その他>

- ・H23/10/7～ 伐採木の自然発火防止や粉塵飛散防止のため、5, 6号機滯留水の浄化水を利用し、散水を適宜実施中。
- ・H24/2/23～ 6号機サブドレン水について、一時保管タンクを経由した、仮設タンクへの汲み上げ試験を実施中。
- ・H24/3/6～ 5号機サブドレン水について、一時保管タンクを経由した、仮設タンクへの汲み上げ試験を実施中。
- ・H24/4/25～ 地下水による海洋汚染拡大防止を目的として、遮水壁の本格施工に着手。
- ・H24 12/7 9:10 10/23 から 11/26 まで、1号機サプレッションチェンバ内への窒素ガス連続封入を実施したことにより、サプレッションチェンバ内の残留水素の大部分を置換できたと考えられたため、窒素ガス連続封入を停止していたが、サプレッションチェンバ内の残留水素を出来るだけ排出するため、窒素ガス連続封入を再開。その後、原子炉格納容器内の水素濃度が 0.1%まで低下したことから、12/26 9:56、サプレッションチェンバ内への窒素ガス連続封入を停止。
- ・H24/12/26 0:00 所内共通ディーゼル発電機(B)については、これまで復旧作業を進めてきたが、所内共通ディーゼル発電機(A)に加えて、保安規定第 131 条に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機として運用開始。

以 上